

### 3 要請限度

#### (1) 自動車騒音に係る要請限度(昭和46年6月・厚令)

(平成12年3月31日まで適用)

区域の区分		時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
1	第1種区域のうち一車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
2	第2種区域のうち一車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3	第1種区域及び第2種区域のうち二車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
4	第1種区域及び第2種区域のうち二車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
5	第3種区域及び第4種区域のうち一車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
6	第3種区域及び第4種区域のうち二車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
7	第3種区域及び第4種区域のうち二車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

#### (2) 道路交通振動に係る要請限度(昭和51年11月・総令)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル